

新潟県条例第41号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下本則において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イの地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の課税の免除又は不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p><u>（法人の県民税の不均一課税）</u></p> <p>第1条の2 知事は、認定事業者のうち地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）又は同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した法人（規則で定める要件を満たす者に限る。）に対し、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p>

得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

(移転型事業を実施する者に対する事業税等の課税免除)

第1条の3 知事は、認定事業者(移転型事業を実施する者に限る。)に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1) 特別償却設備(移転型事業に係るものに限る。

以下この号において同じ。)を新設し、又は増設した個人(法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす者に限る。)にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす者に限る。)にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設(移転型事業に係るものに限る。次号において同じ。)の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当該償却資産に対して課する固定資産税

(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税)

第2条 知事は、認定事業者(拡充型事業を実施する者に限る。)に対し、次の各号に掲げる県税について、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条及び附則第17条から第18条までの規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 特別償却設備(拡充型事業のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。以下この号に

(県税の不均一課税)

第2条 知事は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第31条、第34条、第41条、第77条及び附則第17条から第18条までの規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる取得価額の要件を満たす特定業務施設(法第17条の2第1項第1号に掲げる事

において同じ。)を新設し、又は増設した個人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設(拡充型事業に係るものに限る。次号において同じ。)の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア (略)

イ アに掲げる年度の翌年度 県税条例第77条の規定による税率に3分の1を乗じて得た税率

ウ アに掲げる年度の翌々年度 県税条例第77

業(以下「移転型事業」という。)及び同項第2号に掲げる事業(以下「拡充型事業」という。)のうち県外から移転して整備するもの(認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数を県外にある他の事業所から転勤させて行うものに限る。)に係るものに限る。)の用に供する減価償却資産(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した個人(法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア (略)

イ アに掲げる年度の翌年度 移転型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあっては県税条例第77条の規定による税率に4分の1を乗じて得た税率、拡充型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあっては県税条例第77条の規定による税率に3分の1を乗じて得た税率

ウ アに掲げる年度の翌々年度 移転型事業に

<p>条の規定による税率に3分の2を乗じて得た税率</p> <p>(申告又は申請)</p> <p>第3条 <u>第1条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は前条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に<u>申告し、又は申請しなければならない。</u></u></p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第4条 知事は、<u>課税の免除又は不均一の課税の措置</u>を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。</p>	<p>より整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては<u>県税条例第77条の規定による税率に4分の2を乗じて得た税率、拡充型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に3分の2を乗じて得た税率</u></p> <p>(申請又は申告)</p> <p>第3条 前条の規定により<u>県税の不均一の課税の措置</u>を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に<u>申請し、又は申告しなければならない。</u></p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第4条 知事は、不均一の課税の措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される新条例第1条の2に規定する特別償却設備（不動産取得税又は固定資産税に係る場合にあつては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備）について適用し、同日前に新設され、又は増設された改正前の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例第2条第1号に規定する特別償却設備（不動産取得税又は固定資産税に係る場合にあつては、省令第2条第1号に規定する特別償却設備）については、なお従前の例による。

（新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正）

- 3 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この項において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第</p>	<p>(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第</p>

<p>28号) 第2条又は第3条</p> <p>(3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号) 第2条又は第3条</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号) 第1条の2又は第2条</p> <p><u>(7) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例第1条の3</u></p> <p>2 前項第2号、第3号、<u>第5号又は第7号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第3条又は第4条の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>28号) 第2条及び第3条</p> <p>(3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号) 第2条及び第3条</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号) 第2条</p> <p>2 前項第2号、第3号<u>又は第5号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第3条又は第4条の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正)

- 4 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例(平成20年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)第2条、<u>新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号)第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)第1条の3</u>の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。)のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が<u>第2条又は第3条</u>の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p>	<p>(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)第2条<u>又は新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号)第2条</u>の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。)のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第3条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p>

<p>とする。</p> <p>(1) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する<u>条例第2条又は第3条</u></p> <p>(2) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する<u>条例第2条又は第3条</u></p> <p>(3) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する<u>条例第1条の2から第2条まで</u></p> <p>2 前項各号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除又は不均一の課税の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、<u>第2条又は第3条</u>の規定を適用する。</p>	<p>(1) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する<u>条例第2条及び第3条</u></p> <p>(2) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する<u>条例第2条及び第3条</u></p> <p>(3) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する<u>条例(平成27年新潟県条例第50号)第2条</u></p> <p>2 前項各号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除又は不均一の課税の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、<u>第3条</u>の規定を適用する。</p>
---	---

(新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第16項を次のように改める。

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

- 16 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、認定事業者(拡充型事業を実施する者に限る。)に対し、次の各号に掲げる県税について、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条並びに附則第17条及び第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) 特別償却設備(拡充型事業のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。以下この号において同じ。)を新設し、又は増設した個人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定による税率に2分の1を乗じて得た税率</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、認定事業者(拡充型事業を実施する者に限る。)に対し、次の各号に掲げる県税について、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条及び附則第17条から第18条までの規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) 特別償却設備(拡充型事業のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。以下この号において同じ。)を新設し、又は増設した個人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率</p> <p>(2)・(3) (略)</p>